

研究活動不正行為防止規程

かなざわ食マネジメント専門職大学

令和3年7月1日

研究活動不正行為防止規程

第1条【目的】

1. 本規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、かなざわ食マネジメント専門職大学（以下、「本学」という。）の研究活動における不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適正な対応について必要な事項を定める。

第2条【定義】

1. 本規程において対象とする研究活動における不正行為とは、次に掲げる行為をいう。
 - (1) 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにすること。
 - (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文若しくは用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - (4) (1) から (3) 以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者倫理から逸脱の程度が大きい行為。

第3条【研究者の責務】

1. 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（以下、「本学研究者」という。）は、関連法令等や研究資金の取り扱いルールなどを遵守し、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
2. 本学研究者は、研究倫理および研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
3. 本学研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第4条【最高管理責任者】

1. 最高管理責任者は学長とし、大学全体を統括し、不正行為の防止等について、最終責任を負う。
2. 最高管理責任者は、不正行為防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が、責任を持って不正行為の防止が行えるよう、リーダーシップを発揮しな

ればならない。

第5条【統括管理責任者】

1. 統括管理責任者は学部長とし、最高管理責任者を補佐し、不正行為防止について、大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
2. 統括管理責任者は、不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施・確認し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

第6条【コンプライアンス推進責任者】

1. コンプライアンス推進責任者は、本学における不正行為防止について実質的な責任と権限を持つ。
2. コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者が任命する。
3. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、次の各号に定める役割を果たす。
 - (1) 本学の研究活動の適正化運用の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正行為防止を図るため、研究活動に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

第7条【不正の防止に対する責任】

1. 第4条、第5条及び第6条の各責任者が、その管理監督の責任を十分に果たさず、結果的に不正を招いた場合には、就業規則に基づき懲戒処分の対象となる。

第8条【相談窓口】

1. 不正行為に関する相談窓口を、事務局に置く。
2. 教職員から不正行為に関して相談を受けた場合、事務局は最高管理責任者に報告し、関係部署と連携して、速やかに対処しなければならない。

第9条【通報の方法】

1. 通報は、顕名によるものとし、相談窓口に対して、書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて直接行われるべきものとする。
2. 通報は、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付ける。
3. 匿名による通報があった場合において、通報の内容が相当程度信頼に足るものと認められる場合、顕名の通報に準じて取り扱うことができる。

第10条【通報者及び被通報者の保護】

1. 相談窓口への通報者または調査に協力する関係者に対し、単に通報または調査協力したことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。
2. 調査対象者に対し、単に通報されたことを理由として、この規程に定める措置を除き、懲戒処分、研究活動の禁止その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

第11条【調査委員会】

1. 最高管理責任者は、第8条第2項の報告及び外部機関からの指摘を受けた場合（以下、「通報等」という。）、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を事務局に報告する。
2. 調査を行わないことを決定した場合、事務局は、その旨を理由とともに通報者に通知する。
3. 最高管理責任者は、第1項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めるときは、統括管理責任者に予備調査を行わせることができる。
4. 統括管理責任者は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、通報に係る書面に基づき不正行為の存在の可能性、通報理由及び内容の合理性、調査可能性等の有無について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告する。
5. 最高管理責任者は、第1項の調査の実施を決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。
6. 調査委員会は、次の各号の委員により構成し、統括管理責任者を委員長とする。なお、外部有識者は、本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 最高管理責任者が委嘱する外部有識者 2名
7. 最高管理責任者は、委員会を設置したときは、調査委員の氏名と所属を通報者及び被通報者に通知するものとする。これに対し、通報者及び被通報者は、その通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員に関する異議申立てすることができるものとする。

第12条【調査の実施】

1. 調査委員会は、通報者、被通報者その他関係者からの事情聴取等に基づき、被通報者に関わる不正行為の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度等について調査を行い、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為の有無の認定を行う。
2. 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。被通報者が生データなど本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意

義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(例えば災害など)により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合、本学が定める保存期間を超えることによるものである場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

3. 顕名による通報等の場合、原則として、受け付けた通報等に基づき実施する措置の内容を通報者に通知する。
4. 調査委員会は、調査の終了後、当該調査結果の報告書案を作成し、直ちに最高管理責任者に報告する。
5. 第1項の調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告する。

第13条【不服申立て】

1. 最高管理責任者は、前条の調査結果を了承したときは、これを速やかに通報者及び被通報者に通知する。
2. 通報者または被通報者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に最高管理責任者に対し、不服申立てを行うことができる。
3. 前項の不服申立てを行うときは、不服申立ての根拠を書面にして申し立てなければならない。

第14条【再調査】

1. 前条第2項の不服申立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申立てに対する再調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。
2. 最高管理責任者は、再調査を行う場合は、その旨を通報者および被通報者に通知する。再調査を行わない場合は、その旨およびその理由を不服申立てを行った者に通知する。
3. 再調査を行う場合、最高管理責任者は、第11条に基づき設置した調査委員会に再調査を命じる。
4. 再調査を行う場合、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。
5. 再調査は、再調査の開始から30日以内に完了する。ただし、やむをえない事情があるときは、この期間を延長することができる。
6. 最高管理責任者は、再調査結果をすみやかに通報者および被通報者に通知する。
7. 再調査結果に対する不服申立ては受け付けない。

第15条【秘密保持】

1. 調査関係者は、不正使用の調査等に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第16条【研究費配分機関及び文部科学省への報告】

1. 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について研究費配分機関（以下、「配分機関」という。）及び文部科学省に報告、協議しなければならない。
2. 第12条の調査結果に不服申立てがなされた場合、並びに不服申立ての却下あるいは再調査開始の決定を行った場合、配分機関及び文部科学省に報告する。
3. 第12条第4項の報告に基づき、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。
4. 第3項の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関及び文部科学省に提出する。
5. 第12条第5項の報告を受けた場合には、速やかに配分機関及び文部科学省に報告する。
6. 第1項から第4項に定める他、最高管理責任者は配分機関及び文部科学省の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関及び文部科学省に提出する。
7. 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

第17条【調査結果の公表】

1. 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。
2. 最高管理責任者は、再発防止の観点から、本学において発生した不正の調査結果及び処分について、教職員に周知する。

第18条【定めのない事項への対処】

1. 本規程に定めのない事項については、運営会議の意見を聞いて学長が決定する。

第19条【改 廃】

1. この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長が行う。

【附 則】

1. この規程は、令和3年7月1日から施行する。
2. 令和3年9月1日 改訂・施行